

# 数值地形図データ地形図図式

レベル2500

令和5年2月

京 都 市

図式の見方

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	縮尺				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳	

番号	項目	説明										備考																		
①	大分類	作業規程の準則 公共測量標準図式に準ずる。																												
②	分類																													
③	分類コード																													
④	レイヤ データ項目																													
⑤	名称																													
⑥	地図情報レベル	500	原則として適用・・・・・・・・・・地図情報レベル500、1000の場合、適用するものは「一般」、「道路」、「河川」を表示し、地図情報レベル2500、5000の場合、適用するものは「一般」と表示する。 製品仕様書による・・・・・・・・・・括弧で括った図式 原則として適用しない・・・・・・・・・・空白																											
⑦		1000																												
⑧		2500																												
⑨		5000																												
⑩	図式	図面出力時の図(絵)を表示。																												
⑪	データタイプ	取得方法	<p>・各図形に対する取得方法を示す。                      ・線データで矢印(→)があるものは、入力方向が有ることを示す(⑮の方向の欄に"有"があるもの)。                      ・記号は傾き0°で表示。                      ・点データで傾きのあるもの(⑮の方向の欄に"有"があるもの)はy軸が傾向を示す。</p> <p>例)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>へい(6340)の場合</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>坑口(4219)の場合</p> </div> </div> <p>この場合、入力方向に対して右側にへいの記号が出力時に発生すること</p> <p style="text-align: center;">1点目記号挿入位置      2点目方向点</p>																											
⑫	図形区分	数値地形図データフォーマットの図形区分に準ずる。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>00</td> <td>非区分</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>射影部の上端</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>射影部の下端</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>高欄</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>橋脚</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>親柱</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>ガードレール</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>ガードパイプ</td> </tr> </tbody> </table> 下記に該当しない全データ 石段等の両端部、崩土、壁岩、滝、人工斜面、被覆の射影をもつもの 道路橋、鉄道橋 防護さく										コード	内容	00	非区分	11	射影部の上端	12	射影部の下端	21	高欄	22	橋脚	23	親柱	26	ガードレール	27	ガードパイプ	
コード	内容																													
00	非区分																													
11	射影部の上端																													
12	射影部の下端																													
21	高欄																													
22	橋脚																													
23	親柱																													
26	ガードレール																													
27	ガードパイプ																													

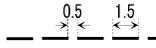
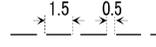
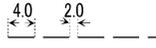
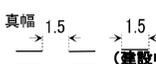
図式の見方

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	縮尺				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考																																											
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データレコード	方向	属性数値																																																
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳																																												
⑫	データタイプ	図形区分	31	中庭線	建物	32	棟割線	敷地内の建物と建物の境及び建物外周などに作られた、へいに適用する	33	階層線	敷地内の建物と建物の境及び建物外周などに作られた、へいに適用する	34	外付階段	敷地内の建物と建物の境及び建物外周などに作られた、へいに適用する	35	ポーチ・ひさし	敷地内の建物と建物の境及び建物外周などに作られた、へいに適用する	46	へい	敷地内の建物と建物の境及び建物外周などに作られた、へいに適用する	47	輸送管	敷地内の建物と建物の境及び建物外周などに作られた、へいに適用する	51	表層面	敷地内の建物と建物の境及び建物外周などに作られた、へいに適用する	52	水表面	敷地内の建物と建物の境及び建物外周などに作られた、へいに適用する	61	直線	中心線	62	円弧	中心線	63	クロソイド	中心線	64	その他の緩和曲線	中心線	71	石杭	境界標	72	コンクリート杭	境界標	73	合成樹脂杭	境界標	74	不銹鋼工杭	境界標	75	その他の境界標杭	境界標	76	境界計算点	境界標	99	表現補助データ	横断歩道橋・石段等の階段部
			⑬	データ		データのタイプを示す(⑩で示すレコードタイプ「E1~E8、G、T」を日本語で説明したもの)。																																																								
			⑭	レコード		レコードタイプ	データタイプ		数値地形図データフォーマットのレコードタイプ(E1~E8、G、T)を示す。	*面で定義される地物は、図郭線や間断などで面地物が分断され面にならない場合があるので線も定義する。																																																				
						E1	面		始終点座標が一致しなければならない。																																																					
						E2	線																																																							
					E3	円																																																								
					E4	円弧																																																								
					E5	点																																																								
					E6	方向																																																								
					E7	注記																																																								
			E8	属性																																																										
			G	グリッド																																																										
T	不整三角網																																																													
⑮	データタイプ	方向	道路橋やへい、被覆など、入力方向があるものや、DMデータフォーマットのレコードタイプが「E6」の傾きを持つ記号(点)に、「有」がついている。																																																											
⑯	データタイプ	属性数値	高さや階数などの属性を持つものは、「有」がついている。																																																											
⑰	線号		入力する線の線号(太さ)を示す。線号:1号は、0.05mm。																																																											
⑱	適用		作業規程の準則 公共測量標準図式に準ずる。																																																											
⑲	端点一致		連続線分同士の間点が一貫することを示す。																																																											
⑳	備考		補足等が記入されている。																																																											

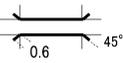
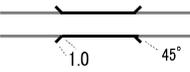
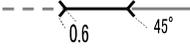
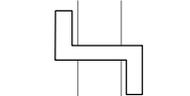
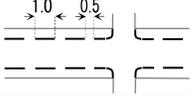
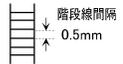
境界等

大分類	分 類	分類コード		名 称	縮尺 2500	図 式	データタイプ					線 号	適 用	端点一致	備 考
		レイヤ	項目データ				取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
境界等	11		01	都府県界	一般		境界の位置と一致する。		線	E2			6	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 異なる境界記号が重複する部分の優先順位は、図式分類コードの小さい順とする。</li> <li>2. 境界記号は、原則として境界の真位置と記号の中心線とが一致するように表示する。</li> <li>3. 関係市区町村で確定されていない境界は表示しない。</li> <li>4. 大字・町（丁）界は、東京都の区、市町村及び指定都市の区内で区域が明確なものを表示する。</li> <li>5. 境界記号上には、注記、建物記号、小物体記号及び場地記号は原則として表示しない。ただし表現上やむを得ない場合は境界記号を間断して表示することができる。</li> </ul>	○ 連続データ
			03	郡市・東京都の区界	一般		境界の位置と一致する。		線	E2			6	都府県界（図式分類コード11-01）の適用を参照。	○ 連続データ
			04	町村・指定都市の区界	一般		境界の位置と一致する。		線	E2			6	都府県界（図式分類コード11-01）の適用を参照。	○ 連続データ
			06	大字・町・丁目界	一般		境界の位置と一致する。		線	E2			4	都府県界（図式分類コード11-01）の適用を参照。	○ 連続データ

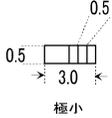
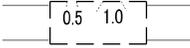
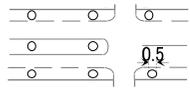
交通施設

大分類	分 類	分類コード		名 称	縮尺 2500	図 式	デ ー タ タ イ プ						線 号	通 用	端 点 一 致	備 考		
		レイヤ	項データ目				取得方法	図形区分	データ	レコード	方 向	属性数値						
交通施設	21		01	真幅道路（街区線） ※連続データ	一般		道路縁線を取得			線	E2			3	1. 幅員が1.0m以上の道路をいう。 2. 市街地において、特に表示する必要がある幅員が図上0.4mm未満の道路は、0.4mmとして表示する。	○	道路縁とは、道路法第2条第1項に規定された道路にあっては道路構造令に定める歩道、自転車道、車道、中央部、路肩、又は植樹帯等で構成される道路の部分で最も外側の線（植樹帯が最も外側にある場合には、当該植樹帯を除いた道路の最も外側の線をいう。）、道路法第2条第1項に規定する以外の道路にあってはこれに準ずる線をいう。  橋や高架、あるいは袋小路や敷地入り口等で間断される箇所以外は一要素として作成し、橋や高架等とは座標一致で連続し、袋小路や敷地入り口等は間断区分を設定して座標一致で連続させる。	
			03	徒 歩 道	一般		中心線を取得			線	E2			6	1. 徒歩道とは、幅員1.0m未満の道路をいう。 2. 徒歩道は、長さが図上1.0cm以上で、かつ次の基準のいずれかを満たすものを表示する。ただし土堤上のみは表示しない。 (1) 道路縁及び軽車道に接続するもの。 (2) 登山、観光等に利用されるもの。 (3) 神社等主要な地点へ到達するもの。 (4) 耕地の区画等の景観を表現するために必要なもの。	○		
			06	庭園路等	一般		道路縁線を取得			線	E2				3	庭園路とは、公園、住宅地等で自動車の通行を規制している道路及び工場等特定の敷地内の道路をいい幅員が1.0m以上のものを表示する。	○	橋や高架、あるいは袋小路や敷地入り口等で間断される箇所以外は一要素として作成し、橋や高架等とは座標一致で連続し、袋小路や敷地入り口等は間断区分を設定して座標一致で連続させる。
			07	トンネル内道路	京都仕様		道路縁線を取得 (終端は、原則として閉じない)			線	E2				3	道路の地下部をいい、その経路（道路縁）を表示する。		
			09	建設中の道路	一般		道路縁線を取得 (終端は、原則として閉じない)			線	E2				2	1. 建設中の道路とは、現地調査時に建設中であって、完成までに1年以上を要する道路縁をいう。 2. 建設中の道路は、その道路敷の外縁を表示し、工事区間の中央部または末端に（建設中）の説明注記（図式分類コード81-81）を添えて表示する。 3. 建設中の道路が、道路縁及び鉄道と交差する場合は建設中の道路を間断して表示する。 4. 建設中の道路に接続する建設中の橋は、建設中の道路記号で表示する。ただし、完成しているもの及び1年以内に完成見込みのものは、道路橋の記号で表示する。	○	

交通施設

大分類	分 類	分類コード		名 称	縮尺 2500	図 式	デ ー タ タ イ プ						線 号	通 用	端 点 一 致	備 考
		レイヤ	項 目				取得方法	図形区分	データ	レコード	方 向	属性数値				
交通施設	22	03	道路橋（高架部）	一般		縁線を取得 	99	線	E2			6	1. 道路橋（高架橋を含む）は、橋床部の長さが2.5m以上で幅員が1.0m以上のものを正射影で表示する。 2. 橋の幅員が第1項に定める大きさ未満のものは、徒橋の記号で表示する。 3. 橋の長さが第1項に定める大きさ未満のものは、橋の記号を省略し道路として表示する。			
		ひ開部 														
		04	木 橋	京都仕様		縁線を取得 	99	線	E2	有		3	木製の橋をいう。			
		ひ開部を取得 														
		05	徒 橋	一般		中心線を取得 	99	線	E2			6	道路橋（図式分類コード 22-03）の幅員が1.0m未満のものは、徒橋の記号で表示する。	○		
		ひ開部 														
11	横断歩道橋	一般		外周を取得（始終点座標一致） 	99	線	E2			3	道路または鉄道の横断歩道橋は正射影を表示する。					
13	歩 道	一般		車道との界線を取得 												
14	石 段	一般		縁線を取得 （階段部は取得しないで石段の上端・下端は閉じない） 	99	線	E2			3	1. 石段は図上の長さがおおむね2.0mm以上のものを真幅で表示する。ただし、幅員が図上0.5mm以下のものは省略することができる。 2. 石段の間隔は、すべて0.5mmとして表示する。 3. 競技場等で屋根のない階段状の観覧席は、石段に準じて表示する。					
階段線 																

交通施設

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	縮尺	図式	データタイプ					線号	通 用	端点一致	備 考
							取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
交通施設	22	15	地下街・地下鉄等出入口	一般	2500		外周を取得（始終点座標一致） 	99	線	E2			3	1. 地下街・地下鉄等出入口は、外周の正射影を表示し、階段部は、出入口方向から3段表示する。 2. 建物の内部にある地下街・地下鉄等出入口は表示しない。	
						階段線（入口から3段取得） 									
		19	道路のトンネル	一般	2500	真形 	真形 坑口部分の外周を取得（始終点座標一致） 	線	E2			3	1. 道路のトンネルは出入口を坑口（図式分類コード42-19）の規定を準用して表示し、地下の部を示す線は表示しない。 2. 建設中のトンネルは、出入口が明確な場合に表示する。		
						極小 1/3円 	真形 坑口部分の外周を取得 							方向	E6
		26	分離帯	一般	2500		外周を取得（始終点座標一致） 	線	E2			3	分離帯とは、道路の分離帯、ロータリーの中央島等をいい、正射影を表示する。		
極小 中央位置の点と方向を取得 	中心線を取得 					2	分離帯の幅員が図上0.4mm未満のものは、中心線を一条線で表示する。								
28	道路の雪覆い等	一般	2500		外周を取得（始終点座標一致） 	線	E2			3	道路の雪覆い等とは、雪崩又は落石等を防ぐために道路上に設置されたものをいい、長さが図上2.0mm以上のものについて正射影を表示する。				
38	並木	一般	2500		並木の位置の点情報を取得 	点	E5			2	1. 並木とは、道路外縁、道路の歩道及び幅員が図上0.4mm以上の分離帯に道路に沿って整然と植樹された樹木をいい、長さが図上1.0cm以上のものについて、各樹木の真位置に表示するのを原則とする。ただし、樹木の間隔が図上3.0mm未満の場合は適宜省略することができる。 2. 歩道（図式分類コード22-13）の表示を行わない場合は、並木は表示しない。 3. 並木は、道路縁、歩道及び分離帯とは重複して表示できる。				

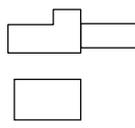
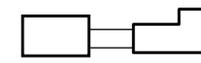
交通施設

大分類	分 類	分類コード		名 称	縮尺 2500	図 式	デ ー タ タ イ プ						線 号	通 用	端 点 一 致	備 考
		レイヤ	項 目				取得方法	図形区分	データ	レコード	方 向	属性数値				
交通施設	23	01	普通鉄道	一般		中心線を取得			線	E2			10	○ 連続データ	鉄道事業法又は軌道法に基づいて運行されている鉄道で、特殊軌道及び索道を除いたものを表示する。工場等における引き込み線、駅構内又は操車場における側線は、本線と同じ記号で表示する。	
		03	路面電車	一般		中心線を取得			線	E2			6		路面の鉄道とは、道路上に路線を敷設した鉄道で、主として路面上から直接乗り降りできる車両が運行される鉄道をいう。	
		05	特殊鉄道	一般		中心線を取得			線	E2			6		特殊軌道は、次の各号に適用する。 (1) モノレール・鋼索鉄道。 (2) 普通鉄道と接続しない工場等特定の地区内の軌道。 (3) 採鉱（石）地と工場等を結ぶ専用軌道。	
		06	索 道	一般		中心線を取得			線	E2			2		1. 索道とは空中ケーブル、スキーリフト、ベルトコンベヤー及びこれらに類するものをいい、長さが図上2.0cm以上で恒久的なものを表示する。大規模なものは（スキーリフト）、（ベルトコンベヤー）等の説明注記（図式分類コード81-81）を添えて表示する。 2. 索道で高塔のあるものは、高塔（図式分類コード42-35）を表示する。	
		09	建設中の鉄道	一般		外周を取得			線	E2			2		建設中の鉄道は、軌道等の施設が現に建設中でその経路が明らかかなものについて、鉄道敷の周縁を表示し、工事区間の中央部又は端末に（建設中）の説明注記（図式分類コード81-81）を添えて表示する。	

交通施設

大分類	分 類	分類コード	名 称	縮尺	図 式	デ ー タ タ イ プ						線 号	通 用	端 点 一 致	備 考
						取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
交通施設	鉄道施設	01	鉄道橋（高架部）	一般		縁線を取得		線	E2			6	鉄道橋及び鉄道の高架部は、その正射影を表示する。ただし、鉄道の記号との間隔が狭い場合は、記号の外側に0.2mmの白部をおいて鉄道橋を表示する。		
		11	跨線橋	一般		外周を取得（始終点座標一致）		線	E2			3	駅構内の鉄道を横断するために構築された橋をいい、跨線橋の正射影を表示する。		
		19	鉄道のトンネル	一般		真形 坑口部分の外周を取得（始終点座標一致）	線	E2				3	1. 普通鉄道及び特殊軌道のトンネルの出入口を坑口（図式分類コード42-19）で表示し、地下の部を示す線は表示しない。 2. 建設中のトンネルは、出入口が明確な場合に表示する。		
						真形 坑口部分の外周を取得									
						極小 中央位置の点と方向を取得	方向	E6	有	6					
		21	停留所	一般		真形 外周を取得（始終点座標一致）	線	E2				2	1. 停留所とは、路面の鉄道の駅をいう。 2. 停留所は、安全島（安全地帯が鳥状の施設であるもの）がある場合は、その外縁を正射影で表示し、安全島がない（安全地帯が道路標識及び道路表示により明示されたもの）場合及び狭小で正射影で表示できない場合は、おおむねその位置に極小の記号を表示する。		
						位置の点情報を取得								点	E5
24	プラットフォーム	一般		外周を取得（始終点座標一致）		線	E2			2	1. プラットホームは、その外周の正射影を表示する。 2. 建物内にあるプラットフォームは表示せず、鉄道の記号を建物縁に接着させて表示する。 3. プラットホームの上屋は、普通無壁舎（図式分類コード30-03）の記号を適用する。				
28	鉄道の雪覆い等	一般		外周を取得（始終点座標一致）		線	E2			4	鉄道の雪覆い等は、道路の雪覆い等（図式分類コード22-28）の規定を準用して表示する。				

建物等

大分類	分	分類コード		名称	縮尺	図式	データタイプ					線号	適用	端点一致	備考
		レイヤ	項目				取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
建物等	30	01	普通建物	一般		外形 外周を取得 (始終点座標一致)	31	線	E2			3	1. 普通建物とは、3階未満の建物及び3階以上の木造等で建築された建物をいう。 2. 市街地等において建物が密集し個々に建物を表示しがたい場合は、その景況を損なわない範囲内で総描することができる。 3. 総描して表示する建物のうち、個々の建物が判別できるものは、その境を2号線の棟割線で区画し、現況の表現にとめるものとする。	○ 連続データ	
						中庭線 外周を取得 (始終点座標一致)									
						棟割線									
		02	堅ろう建物	京都仕様		外形 外周を取得 (始終点座標一致)	31	線	E2			6			1. 鉄筋コンクリート等で建築された建物で、地上3階以上又は3階相当以上の高さのものをいう。 2. 「堅ろう建物」の中で、4階以上を「高層建物」として区分してハッチ表示する。
						中庭線 外周を取得 (始終点座標一致)									
						棟割線									
			ハッチ線	99						2					

建物等

大分類	分 類	分類コード	名 称	縮尺	図 式	デ ー タ タ イ プ					線 号	適 用	端 点 一 致	備 考
						取得方法	図形区分	データ	レコード	方 向				
建物等	建 物	03	普通無壁舎	一般		外形 外周を取得 (始終点座標一致) 	31	線	E2		2	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 普通無壁舎とは、側壁のない建物、温室及び工場内の建物類似の構造物で、3階未満のものをいう。</li> <li>2. 普通無壁舎は、原則として長辺が図上3.0mm以上のものを表示する。ただし、地域の景況を表すために必要と認められるものは、基準に満たないものであっても表示することができる。</li> <li>3. 長辺が図上3.0mm未満のものが多数並んでいる場合は、適宜総描又は修飾して表示する。</li> <li>4. 温室は、永続性のある堅固な構造のものを表示する。</li> </ul>	○ 連続データ	
				中庭線 外周を取得 (始終点座標一致) 										
				棟割線 	32									
建物等	建 物	04	堅ろう無壁舎	京都仕様		外形 外周を取得 (始終点座標一致) 	31	線	E2		6	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 鉄筋コンクリート等で建築された側壁のない建物及び建物類似の建築物で、地上3階以上又は3階相当以上の高さのものをいう。</li> <li>2. 「堅ろう無壁舎」の中で、4階以上を「高層建物」として区分してハッチ表示する。</li> </ul>	○ 連続データ	
				中庭線 外周を取得 (始終点座標一致) 										
				棟割線 	32									
						ハッチ線 	99				2			
建物等	建 物 に 付 属 す る 構 造 物	01	門	一般		門柱の外周を取得 (始終点座標一致) 		線	E2		2	<ul style="list-style-type: none"> <li>門は、石、コンクリート、れんが等でできた堅ろうな門柱を有するもので、図上0.5mm以上の大きさのものを正射影で表示する。</li> </ul>		
		34				極小 中央位置の点と方向を取得 		方向	E6	有				
		02	屋 門	一般		建物の中の道路線取得 		線	E2		3	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋門は、神社・仏閣等における規模の大きなものについて、普通建物(図式分類コード30-01)の記号の内部に、通路に相当する部分の真幅を破線で表示する。</li> </ul>		

建物等

大分類	分 類	分類コード		名 称	縮尺 2500	図 式	デ ー タ タ イ プ					線 号	適 用	端点一致	備 考
		レイヤ	項目				取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
建物等	建物に付属する構造物	34	04	プール	京都仕様		水部との境を取得（始終点座標一致） 		線	E2			3	1. 人工の遊泳施設をいう。ただし、屋内のものは除く。 2. 水部範囲内についてハッチ表示する。	
							説明注記 図郭に対して平行垂直入力 プール 		注記	E7					
							ハッチ線 	99	線	E2			2		
	建物記号	35	03	官 公 署	一般		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5			4	外国公館及び大規模な官公署については、注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合、又は小規模な官公署で特に記号がないものは、官公署の記号で表示する。	
			04	裁 判 所	一般		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5			4	裁判所（同支部を含む）は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。	
			05	検 察 庁	一般		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5			4	検察庁（同支部を含む）は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。	
			07	税 務 署	一般		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5			4	税務署（国税局を含む）は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。	
			09	郵 便 局	一般		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5			4	郵便局は、普通郵便局及び特定郵便局については注記で表示するのを原則とする。ただし、建物の一部にあるもの及び簡易郵便局は記号で表示する。	
			10	森林管理署	一般		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5			4	森林管理署（森林管理局、森林事務所を含む）は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。	
			14	警察署	京都仕様		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5			4	警察署をいう。	
15	交 番	一般		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5			4	交番とは、警察法による交番その他の派出所及び駐在所をいう。記号を原則とする。				

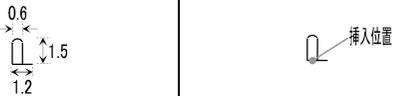
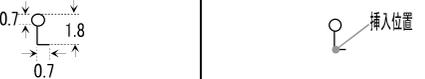
建物等

大分類	分 類	分類コード	名 称	縮尺 2500	図 式	デ ー タ タ イ プ					線 号	適 用	端 点 一 致	備 考
						取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
建 物 記 号 等	35	16	消 防 署	一般		記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	1. 消防署及びその出張所等、消防器具を装備し消防署員が常時駐在する施設は、注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。 2. 消防分団等で施設が大きいものは記号で表示する。		
		17	職業安定所（ハローワーク）	一般		記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	職業安定所（ハローワーク）は、注記で表示するのを原則とする。ただし、同出張所及び市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。		
		19	役場支所及び出張所	一般		記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	市・特別区・町・村・指定都市の区の役場支所及び出張所は記号で表示する。		
		21	神 社	一般		記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	神社・寺院・キリスト教およびその他神道教会（教団等に類する教会で規模の大きなものを含む。）は、注記で表示するのを原則とする。ただし、小規模なものは記号で表示する。		
		22	寺 院	一般		記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4			
		23	キリスト教	一般		記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4			
		24	学 校	一般		記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	学校は、学校教育法による学校（幼稚園、各種学校は除く）について注記で表示するのを原則とする。 ただし、狭小で注記を表示することが困難な場合又は市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。		
		25	幼稚園・保育園	一般		記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	幼稚園・保育園は、注記で表示するのを原則とする。ただし、神社、寺院、教会等に併設されたものは記号で表示することができる。		
		26	公会堂・公民館	一般		記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	公会堂・公民館は、規模の大きなものは注記で表示するのを原則とする。ただし、規模の小さいもの又は市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。		
30	老人ホーム	一般		記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	1. 老人ホームは老人福祉法の老人福祉のうち養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽老人ホームをいう。 2. 規模の大きな老人ホームは、注記で表示することを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。				

建物等

大分類	分 類	分類コード	名 称	縮尺 2500	図 式	デ ー タ タ イ プ					線 号	適 用	端 点 一 致	備 考	
						取得方法	図形区分	データ	レコード	方 向					属性数値
建 物 記 号 等	35	31	保 健 所	一般		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5			4	保健所は、注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。		
		32	病 院	一般		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5			4	1. 病院とは、医療法に基づく病院、規模の大きな療養所及び規模の大きい診療所をいう。 2. 医療法に基づく病院及び規模の大きな療養所は、注記で表示することを原則とする。 3. 前項において市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合及び規模の大きい診療所は記号で表示する。		
		34	銀 行	一般		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5				4	銀行は、銀行（支店を含む）及び信用金庫に適用し、記号で表示するのを原則とする。ただし、規模が大きく特に必要と認められるものは注記で表示することができる。	
		36	協同組合	一般		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5				4	協同組合（農業協同組合、漁業協同組合、林業協同組合及び酪農協同組合）は注記で表示するのを原則とする。ただし、支所・出張所は記号で表示する。	
		45	倉 庫	一般		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5				4	倉庫は、専用に使用されているものについて記号で表示するのを原則とする。	
		46	火 薬 庫	一般		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5				4	火薬庫は、専用に使用されているものについて記号で表示するのを原則とする。	
		48	工 場	一般		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5				4	工場は、注記で表示するのを原則とする。ただし、小規模なものは記号で表示する。	
		50	変 電 所	一般		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5				4	1. 変電所は、注記で表示するのを原則とする。ただし、図上の送電線に接続しない小規模なものは、記号で表示する。 2. 変電所の鉄骨部分は、その外周を送電線の記号で囲んで表示する。	
		56	揚・排水機場	一般		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5				4	揚排水ポンプ場は、農業用及び工業用等のために設けられたもので、規模の大きなものを記号で表示する。ただし、特に規模の大きなものは、注記で表示する。	
		60	ガソリンスタンド	一般		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5				4	ガソリンスタンド（ガススタンド等を含む）は、原則としてすべて記号で表示する。	

小物体

大分類	分 類	分類コード		名 称	縮尺 2500	図 式	デ ー タ タ イ プ					線 号	適 用	端 点 一 致	備 考
		レイヤ	項目				取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
小 其 他 の 小 物 体	42	01	墓碑	一般		記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			3	<ol style="list-style-type: none"> <li>墓碑は、独立して1個又は数個が存在し、墓地として表示できない場合に表示する。</li> <li>短辺が図上2.0mm以上の台石を有するものは、台石の正射影を人工斜面（図式分類コード61-01）又は被覆（図式分類コード61-10）等の記号を適用して表示し、該当する位置に記号を表示する。</li> <li>数個がまとめて存在する場合は、主要なものを表示するか又はその中央に表示する。</li> <li>墓碑が建物内にあり、その建物の大きさが図上0.5mm以上の場合は、建物として表示し、当該記号は表示しない。ただし、建物に側壁がなく、主体が墓碑の場合は、当該記号で表示する。</li> <li>記号の真位置は、記号下辺の影の部分を除いた中央とする。</li> </ol>			
		02	記念碑	一般		記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			3	<ol style="list-style-type: none"> <li>記念碑は、規模が大きなものを表示する。</li> <li>短辺が図上2.0mm以上の台石を有するものは、台石の正射影を人工斜面（図式分類コード61-01）又は被覆（図式分類コード61-10）等の記号を適用して表示し、該当する位置に記号を表示する。</li> <li>数個がまとめて存在する場合は、主要なものを表示するか又はその中央に表示する。</li> <li>記念碑が建物内にあり、その建物の大きさが図上0.5mm以上の場合は、建物として表示し、当該記号は表示しない。ただし、建物に側壁がなく、主体が記念碑の場合は、当該記号で表示する。</li> <li>記号の真位置は、記号下辺の影の部分を除いた中央とする。</li> </ol>			
		03	立 像	一般		記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			3	<ol style="list-style-type: none"> <li>立像（銅像及び石像等）は、規模が大きなものを表示する。</li> <li>短辺が図上2.0mm以上の台石を有するものは、台石の正射影を人工斜面（図式分類コード61-01）又は被覆（図式分類コード61-10）等の記号を適用して表示し、該当する位置に記号を表示する。</li> <li>数個がまとめて存在する場合は、主要なものを表示するか又はその中央に表示する。</li> <li>立像が建物内にあり、その建物の大きさが図上0.5mm以上の場合は、建物として表示し、当該記号は表示しない。ただし、建物に側壁がなく、主体が立像の場合は、当該記号で表示する。</li> <li>記号の真位置は、記号下辺の影の部分を除いた中央とする。</li> </ol>			

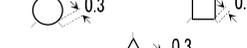
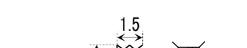
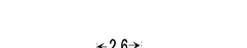
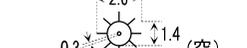
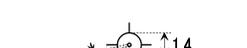
小物体

大分類	分 類	分類コード	名 称	縮尺	図 式	デ ー タ タ イ プ					線 号	適 用	端 点 一 致	備 考	
						取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
小 其 他 の 小 物 体	42	04	路 傍 祠	一般		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5			3	1. 路傍祠は、特に著名なもの又は好目標となるものを表示する。 2. 記号の真位置は、記号下辺の影の部分を除いた中央とする。		
		05	灯 ろ う	一般		極小 中央位置の点と方向を取得 		方向	E6	有		3	1. 灯ろうは、規模が大きく主要なものについて、基部の中心と記号の中心とを一致させて表示する。 2. 灯ろうが連続して存在する場合は、適宜省略して表示することができる。		
		07	鳥 居	一般		脚は外周を取得 横線は、射影の中心線を取得 	線	E2					3	1. 鳥居は、脚の位置を支柱の真位置とし、正射影の方向に一致させて表示する。ただし、極小の記号に満たないものは、極小の記号で表示する。 2. 鳥居が連続して存在する場合は、適宜省略して表示することができる。	
						極小 中央位置の点と方向を取得 									方向
		08	自然災害伝承碑	一般		記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5				3	1. 短辺が図上2.0mm以上の台石を有するものは、台石の正射影を人工斜面（図式分類コード61-01）又は被覆（図式分類コード61-10）等の記号を適用して表示し、該当する位置に記号を表示する。 2. 数個がまとめて存在する場合は、主要なものを表示するか又はその中央に表示する。 3. 自然災害伝承碑が建物内にあり、その建物の大きさが図上0.5mm以上の場合は、建物として表示し、当該記号は表示しない。ただし、建物に側壁がなく、主体が自然災害伝承碑の場合は、当該記号で表示する。 4. 記号の真位置は、記号下辺の影の部分を除いた中央とする。	
19	坑 口	一般		真形 坑口部分の外周を取得 (始終点座標一致) 	線	E2					3	1. 坑口は、鉱坑の入口及び河川が地下に出入する部分に表示する。ただし、一条河川が道路又は鉄道と交差する部分における坑口の記号は表示しない。 2. 坑口の記号は、正射影を表示する。ただし、正射影の幅が図上1.5mm未満の場合は、極小の記号を正射影の方向と一致させて6号線で表示する。			
				真形 坑口部分の外周を取得 											
				極小 中央位置の点と方向を取得 									方向	E6	有

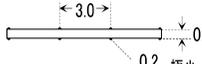
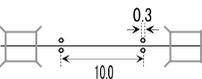
小物体

大分類	分 類	分類コード	名 称	縮尺	図 式	デ ー タ タ イ プ					線 号	適 用	端 点 一 致	備 考
						取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
42	その他の小物体		21	独立樹（広葉樹）	一般		記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			3	1. 独立樹は、単独の大きな樹木又は数株の大きな樹木が集合するもの、著名なものを表示する。 2. 記号の真位置は、記号下辺の影の部分を除いた中央とする。	
			22	独立樹（針葉樹）	一般		記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			3	1. 独立樹は、単独の大きな樹木又は数株の大きな樹木が集合するもの、著名なものを表示する。 2. 記号の真位置は、記号下辺の影の部分を除いた中央とする。	
			25	油井・ガス井	一般		極小 記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			3	油井・ガス井は、現に採取中のものを表示する。	
			28	起重機	一般		極小 記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			3	1. 起重機は、常設され規模の大きいものを表示する。ただし、多数集合しているものについては、景況を表現するよう適宜省略する。 2. 軌道等で移動する起重機は、その移動範囲の中央に記号を表示し、その範囲が図上おおむね2.0cm以上のものは、移動範囲に区域界（図式分類コード62-01）の記号を適用する。	
			31	タンク	一般		真形 構造物の外周を線情報で取得（始終点座標一致） 	線	E2			3	石油、ガス等のタンクは、直径が図上2.0mm以上のものについてその正射影を表示する。ただし、直径が2.0mm未満であっても、多数が集合している場合には、景況を表現するよう極小の記号で表示する。	
						極小 記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5						
34	煙 突	一般		真形 基部の外周を取得（始終点座標一致） 	線	E2			3	1. 煙突は、規模が大きなものについて表示する。 2. 煙突が建物と離れて単独に存在し、その基部の大きさが、図上1.2mm以上のものは、基部の正射影を描き、その中央に記号を表示する。				
			記号表示位置を点情報で取得 	点	E5									

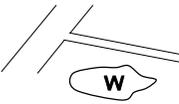
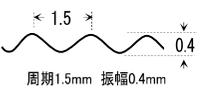
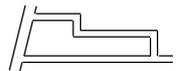
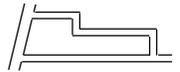
小物体

大分類	分	分類コード	名称	縮尺	図式	データタイプ					線号	適用	端点一致	備考
						取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
小	その他	42	35	高塔	一般	真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致) 	99	線	E2	有	3	1. 高塔は、特に高くそびえている工作物のうち、送電線の鉄塔、教会の鐘楼、展望台、独立した給水塔等記号が定められていないものを表示する。 2. 高塔は、基部の正射影を表示する。ただし、図上1.0mm未満の場合は、極小の記号を表示する。		
						脚部を取得 								
						極小 中央位置の点と方向を取得 								
			36	電波塔	一般	記号表示位置を点情報で取得 		点	E5		3	1. 電波塔は、テレビ、ラジオ、無線電信等の送受信を目的に構築されたものを表示する。 2. 基部の大きさが図上1.2mm以上のものは、基部の正射影に高塔（図式分類コード42-35）の記号を適用し、その中央に電波塔の記号を表示する。		
						39								風車
41	灯台	一般	真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致) 		線	E2		3	1. 灯台は原則としてすべて表示する。 2. 基部の大きさが図上3.0mm以上の場合は、基部の正射影を表示し、記号の中心と灯台の中心とを一致させて表示する。 3. 航空用灯台は、記号に（空）の説明注記（図式分類コード81-81）を添えて表示する。					
			記号表示位置を点情報で取得 									点	E5	
43	灯標	一般	記号表示位置を点情報で取得 		点	E5		3	灯標は、航路標識のうち、灯標、灯柱及び導標について、固定された規模の大きなものを表示する。					

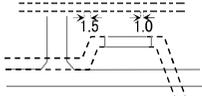
小物体

大分類	分 類	分類コード		名 称	縮尺	図 式	デ ー タ タ イ プ					線 号	適 用	端 点 一 致	備 考
		レイヤ	項目				取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
小 其 他 の 小 物 体	42		51	水位観測所	一般		極小 中央位置を点情報で取得		点	E5			3	1. 水位観測所は、主要なものを記号で表示し、ポール等の量水標は表示しない。 2. 験潮所（場）は注記で表示する。	
			61	輸送管（地上）	一般		外周を取得（始終点座標一致）		線	E2			2	1. 輸送管は、水、油、ガス、ガソリン等を輸送するものでその直径が50cm以上、長さが図上おおむね2.0mm以上のものを地上及び空間（地上1.0m以上を標準とする）に区分して表示する。ただし、この基準に満たないものであっても、重要なものについては表示することができる。 2. 輸送管は、正射影の方向に一致させて表示する。 3. 大規模な輸送管は、その内容物によって（水）又は（油）等の説明注記（図式分類コード81-81）を添えて表示する。 4. 輸送管の地下の部は表示しない。	
			62	輸送管（空間）	一般		外周を取得（始終点座標一致）		線	E2	有		2	1. 輸送管は、水、油、ガス、ガソリン等を輸送するものでその直径が50cm以上、長さが図上おおむね2.0mm以上のものを地上及び空間（地上1.0m以上を標準とする）に区分して表示する。ただし、この基準に満たないものであっても、重要なものについては表示することができる。 2. 輸送管は、正射影の方向に一致させて表示する。 3. 大規模な輸送管は、その内容物によって（水）又は（油）等の説明注記（図式分類コード81-81）を添えて表示する。 4. 輸送管の地下の部は表示しない。	
			65	送電線	一般		中心線を取得（鉄塔間で区切らず連続データとする）		線	E2			2	1. 送電線は、おおむね20kV以上の高圧電流を送電するものについて表示するのを原則とする。ただし、地中にある部分は表示しない。 2. 送電線は、正射影の方向に一致させて表示する。 3. 送電線の鉄塔は、高塔（図式分類コード42-35）の記号を適用し、木柱及びコンクリート柱は表示しない。	○

水部等

大分類	分 類	分類コード		名 称	縮尺	図 式	デ ー タ タ イ プ					線号	通 用	端点一致	備 考	
		レイヤ	項データ目				取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
水 部 等	51		01	水涯線 (河川) (湖池等) (海岸線)	一般		界線を取得			線	E2			3	<p>1. 水涯線は、河川、湖池等の水涯線及び海岸線の正射影を表示する。ただし、水部の景況に影響を与えない小凹凸は、適宜総描若しくは省略することができ、地下の部は表示しない。</p> <p>2. 河川は、平水時において流水部の幅が図上0.4mm以上のものを表示する。ただし、主要な河川等にあつては、流水部の幅が図上0.4mm未満であっても表示することができる。</p> <p>3. 湖池等とは、湖、池、沼等（人工的に貯水したものを含む。）をいい、図上おおむね2.0mm平方以上のものを表示する。湖池等は固有名で注記するのを原則とし、プール等狭小で注記することが困難な場合は、「W」の説明注記（図式分類コード81-81）を添えて表示する。</p> <p>4. 海岸線は、満潮時における海岸の水涯線の正射影を表示する。</p>	○ 連続データ
			02	一条河川	一般		中心線を取得			線	E2			3	<p>1. 一条河川とは、流水部の幅が図上0.2mm以上、0.4mm未満の河川をいい、解糸状の線で表示する。ただし、地下の部は表示しない。</p> <p>2. 地物等と錯雑する地域にあり容易に識別できない場合は、適宜の位置に流水方向（図式分類コード52-41）の記号を表示する。</p>	
			04	用水路	京都仕様		界線を取得			線	E2				3	流水部の幅が図上0.4mm以上の用水路を表示する。

水部等

大分類	分 類	分類コード		名 称	縮尺 2500	図 式	デ ー タ タ イ プ					線 号	通 用	端 点 一 致	備 考	
		レイヤ	項 目				取得方法	図形区分	データ	レコード	方 向					属性 数値
水 部	51		05	湖・池	京都仕様		界線を取得		線	E2			3	湖、池、沼等（人工的に貯水したものを含む）の水涯線を行い、河川の表示法に従って表示する。注記されないものには「W」記号を添える。水涯線内についてハッチ表示する。		
							図郭に対して平行垂直入力									点
							ハッチ線	99	線	E2	2					
部 等			07	水路 地下部	京都仕様		地下水路縁線を取得		線	E2			3	河川、用水路等における地下の部分で、経路の明確なものについて表示する。		
								範囲を示す縁線を取得		線	E2			2	1. かれ川とは、通常水の流れていない川をいい、断続している河川の流路を明示する場合に表示する。 2. かれ川は、砂れき地（図式分類コード63-40）の記号を適用する。	
水 部 に 関 する 構 造 物	52		—	棧橋（鉄、コンクリート）	一般		被覆（図式分類コード61-10）参照		—	—			—	1. 棧橋は、その射影の幅が図上0.4mm以上で、長さが図上4.0mm以上のものを表示する。 2. 棧橋（鉄・コンクリート）は、その射影により被覆（小）（図式分類コード61-10）の記号を適用する。		
								外周を取得		線	E2			4	棧橋は、その射影の幅が図上0.4mm以上で、長さが上4.0mm以上のものを表示する。	
								被覆（図式分類コード61-10）参照 透過水制（図式分類コード52-32）参照		—	—			—	防波堤は、その規模、景況等により被覆（図式分類コード61-10）又は透過水制（図式分類コード52-32）の記号を適用する。ただし、その頂の幅が図上0.2mm未満の場合は0.2mmで表示する。	

水部等

大分類	分 類	分類コード		名 称	縮尺	図 式	デ ー タ タ イ プ					線 号	適 用	端 点 一 致	備 考
		レイヤ	項目				取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
水	部	52	12	護岸 被覆	京都仕様		直ヒ 低い方を右に取得 	11	線	E2	有	4	浸食を防ぐために、水際を固めたものをいう。		
				射影部（上端線）低い方を右に取得 	射影部（下端線）高い方を右に取得 										
				内部点 	99	点	E5								
水	部	52	19	坑口 トンネル	京都仕様	<p>真形</p> <p>極小1/3円</p>	真形 坑口部分の外周を取得（始終点座標一致） 	線	E2			3	水路が地下に出入りする部分をいう。		
				真形 坑口部分の外周を取得 	極小 中央位置の点と方向を取得 	方向	E6								有
			21	渡船発着所	一般		表示位置の点と方向を取得 	方向	E6	有		2	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 渡船発着所は、定期的に入又は車両を運搬する船舶の発着所及び遊覧船の発着所に適用し、著名なもの又は規模の大きなものは注記を添えて表示するのを原則とする。</li> <li>2. 発着地点に棧橋がある場合は、進行方向に記号の先端を向けて表示する。</li> <li>3. 発着地点に棧橋がない場合は、河川においては記号の先端を上流に向けて岸に平行に表示し、湖池等においては記号が倒立しないように表示する。</li> <li>4. 河川の幅が狭小な場合は、その中央に記号を表示する。</li> </ol>		

水部等

大分類	分 類	分類コード		名 称	縮尺 2500	図 式	デ ー タ タ イ プ					線 号	通 用	端 点 一 致	備 考	
		レイヤ	項目				取得方法	図形区分	データ	レコード	方 向					属性数値
水 部 等	水 部 に 関 する 構 造 物	52	—	ダム	一般		被覆（図式分類コード61-10）参照 人工斜面（図式分類コード61-01）参照	—	—	—	—	—	1. ダムとは、洪水の調整、発電、上水道、農工業等のための各種用水の貯水を目的として設けられた工作物を用い、砂防ダムを含むものとする。 2. ダムは、その形態により被覆（図式分類コード61-10）及び人工斜面（図式分類コード61-01）の記号を適用する。			
				26	滝	一般		真形（上流部）	11	線	E2			4	1. 滝とは、流水が急激に落下する場所をいい、高さがおおむね3.0m以上のものを表示する。 2. 滝は、上端は河川を横断して4号線で描き、射影部は下流側に直径0.3mmの小円形をりん形に描いて表示する。 3. 滝の幅が図上0.8mm未満のものは、極小の記号で表示する。	
								真形（下流部）	12							
		極小 中央位置の点と方向を取得						方向	E6	有						
		27	せ き	一般		真形（上流部）中心線を取得	11	線	E2			4	1. せきとは、流水の制御や河床の保護を目的として設けられた工作物又は用水の取水等のため河川を横断して設けられた工作物を用い、その主要なものを表示する。 2. せきのうち、常時水面上にある部分は、その正射影を実線で表示し、常時越流する部分は、破線を上流側に描いて表示する。			
						真形（下流部）中心線を取得	12									
						極小 中央位置の点情報と方向を取得		方向	E6	有						
		28	水 門	一般		真形		線	E2			4	1. 水門とは、取排水、水量調節等のために設けられた工作物を用い、正射影を表示する。ただし、極小の記号に満たないものは、極小の記号で表示する。 2. ドックは次の例に準じて入口に水門記号を表示する。			
						極小 中央位置の点と方向を取得								方向	E6	有

水部等

大分類	分 類	分類コード		名 称	縮尺 2500	図 式	デ ー タ タ イ プ						線 号	通 用	端 点 一 致	備 考
		レイヤ	項データ				取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
水部に関する構造物等	52			不透過水制	一般		被覆 (図式分類コード61-10) 参照							1. 水制とは、流水の制御又は河岸及び海岸の洗掘防止を目的として設けられた工作物をいい、平水時に水面上に露出し、その長さが図上おおむね4.0mm以上のものについて表示する。 2. 不透過水制は、被覆 (図式分類コード61-10) の記号を適用する。ただし、その頂部の幅が図上0.2mm未満のものは、0.2mmとして表示する。		
				32 透過水制	一般		真形 外周を取得 (始終点座標一致)		線	E2			4	1. 水制とは、流水の制御又は河岸及び海岸の洗掘防止を目的として設けられた工作物をいい、平水時に水面上に露出し、その長さが図上おおむね4.0mm以上のものについて表示する。 2. 透過水制は、護岸のためのブロック、防波堤及び流水を制御するための杭・捨石を表示する。 3. 透過水制の記号は、その区域の広さに応じて直径0.5mmの円を1.0mm間隔にりん形に配置して表示する。ただし、その幅が図上1.0mm未満の場合は、1.0mmとして表示する。		
				36 床固 陸部	京都仕様		真形 外周を取得 (始終点座標一致)		線	E2			4	3 護岸の為の工作物で景況に従って表示し、ハッチ表示する。		
						説明注記 線状に入力		注記	E7							
						ハッチ線 1.0	99	線	E2			2				
39 敷石斜坂	一般		外周を取得 (始終点座標一致)		線	E2				3	漁港等における敷石斜坂は、外周の正射影を表示する。					
41 流水方向	一般		表示位置の点と方向を取得		方向	E6	有			6	1. 流水方向は、河川の流水方向が図上で容易に識別できない場合に表示する。 2. 流水方向の記号は、川幅が広い場合は河川の中央部に、川幅が狭く記号が入らない場合は、河川の記号を間断して表示する。					

土地利用等

大分類	分	分類コード	名称	縮尺	図式	データタイプ					線号	適用	端点一致	備考	
						取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
土地 法 利 用 等	61	01	人工斜面	一般		上端線 低い方を右に取得	11	線	E2	有		2	○	<p>1. 人工斜面とは、盛土及び切土により人工的に作られた急斜面（道路、鉄道等の盛土部及び切土部、土堤土圍、ダム、造成地の急斜面等）をいい、原則として斜面の傾斜が2/3以上、高さが1.5m以上であって長さが図上1.0cm以上のものについて表示する。ただし、この基準に満たないものであっても、地域の景況を表す必要があると認められるものについては表示することができる。</p> <p>2. 土砂採取場等の変化する急斜面は、土がけ（図式分類コード72-01）又は岩がけ（図式分類コード72-11）の記号を適用する。</p> <p>3. 正射影の幅が図上0.5mm未満のものは省略することができる。</p> <p>4. 人工斜面は、頂部を実線で表示し、傾斜部分は長ケバと短ケバを交互に射影の1/2間隔で表示する。長ケバの長さは射影幅、短ケバの長さは射影幅の1/2とする。</p> <p>5. 斜面の頂部が道路緑の場合は、道路緑をもって頂部を兼ねさせる。</p>	
						下端線 高い方を右に取得									12
						補助線									99
		02	土堤	一般		中心線を取得		線	E2		2	○	<p>土堤等とは、被覆のない堤防及び敷地等の周囲にある盛土をいい、人工斜面（図式分類コード61-01）の記号で表現できない形状のものについて表示する。</p>		
		10	被覆	一般		直ヒ 低い方を右に取得	11	線	E2	有		4	○	<p>1. 被覆とは、道路、河岸、海岸等の斜面を保護するためのコンクリート、石積等の堅ろうな工作物をいい、その高さが1.5m以上、長さが図上1.0cm以上のものを表示する。ただし、この基準に満たないものであっても、周囲の景況により必要と認められるものについては表示することができる。</p> <p>2. 被覆は、上線を4号線、他を2号線で描き、上線の線には直径0.4mmの半円を2.0mm間隔に付す。また、その内部に直径0.3mmの円点を上線より1.5mm間隔に表示する。この場合、円点は下線から0.2mm以上離すものとする。この表示を被覆（大）という。ただし、幅が図上0.6mm以上1.0mmまでのものは、円点を表示しない。</p> <p>3. 前項で、図上0.4mm未満のものは、被覆（小）の記号で表示する。</p>	
射影部（上端線）低い方を右に取得	12														
射影部（下端線）高い方を右に取得	12														
内部点	99					点									E5

土地利用等

大分類	分 類	分類コード	名 称	縮尺	図 式	デ ー タ タ イ プ					線 号	適 用	端 点 一 致	備 考
						取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
法	土	61	11	コンクリート被覆	京都仕様		直ヒ 低い方を右に取得	11	線	E2	有	3	<p>道路河岸、海岸等の斜面を保護するための堅ろうな工作物のうち、コンクリート製のものをいう。周縁を描き、上縁の線に半円を配し、その内部に円点を表示する。射影幅があり、長いものは中間を省略することができる。</p>	
							射影部（上端線）低い方を右に取得							
							射影部（下端線）高い方を右に取得							
							内部点							
地	利	61	13	石積み被覆	京都仕様		直ヒ 低い方を右に取得	11	線	E2	有	3	<p>斜面又は側面を保護するための石積みの被覆をいう。射影幅があり、長いものは中間を省略することができる。</p>	
							射影部（上端線）低い方を右に取得							
							射影部（下端線）高い方を右に取得							
							内部点							
用	等	61	30	かき	一般		中心を取得	線	E2		4	<p>1. かきとは、建物及び敷地の周辺を区画するためのトタンべい、生がき、鉄さく等の工作物をいい、高さがおおむね1.5m以上、長さが図上おおむね1.0cm以上のものを表示する。 2. 前号において、建物が密集し表示することが困難な場合には、省略することができる。</p>		
構	図	61	40	へい	一般		内側を右にみて中心を取得	線	E2	有	4	<p>1. へいとは、建物及び敷地の周辺を区画するためのつじ及び石、コンクリート等で作られた堅ろうな工作物をいい、高さがおおむね2.0m以上、長さが図上おおむね4.0cm以上のものを表示する。 2. へいのうち、高さがおおむね2.0m未満、長さが図上おおむね4.0cm未満のものはかき（図式分類コード61-30）の記号により表示する。</p>		

土地利用等

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	縮尺	図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考	
							取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値					
土地利用等	62			01	区域界	一般		界線を取得		線	E2			2	区域界は、場地等のうち特に他の地区と区別する必要がある場合で、その区域が地物縁で表示できない場合に適用する。		
				12	駐車場	一般		記号表示位置を点情報で取得		点	E5			4	1. 駐車場は、一般車が利用可能なもの及び月極駐車場等で、おおむね図上4.0mm×4.0mm以上のものを表示する。 2. 駐車場は、その区域を地物縁等で表示できない場合は、区域界（図式分類コード62-01）の記号により外周を表示し、その内部に駐車場の記号を表示する。 3. 立体駐車場で大規模なものは、建物の内部に記号を表示する。また、タワー状で駐車場の記号が建物の記号の内部に入らない場合は指示点を付し記号を表示する。 4. 公共施設、工場及び店舗等の敷地内にある駐車場は表示しない。		
				14	園庭	一般		記号表示位置を点情報で取得		点	E5			3	園庭とは、庭園、公園、宅地、道路の分離帯及び工場等の周辺にある觀賞あるいは隠べいのため栽培する灌木の集合しているものをいい、記号を意匠的に配置して表示する。ただし、園庭の記号で表示することが不適当な居住地区等の周辺の樹木は、広葉樹林（図式分類コード63-31）、針葉樹林（図式分類コード63-32）等の記号を適宜適用する。		
				15	墓地	一般		墓碑（図式分類コード42-01）参照		—	—				—	1. 墓地は、その区域を地物縁で表示できない場合は、植生界（図式分類コード63-01）の記号により外周を表示し、その内部に墓碑（図式分類コード42-01）の記号を表示する。 2. 図上おおむね3.0cm×3.0cm以上のものについては、墓碑（図式分類コード42-01）の記号を定間隔に配列して表示する。ただし、区域の形状によって定間隔に記号を表示することが困難な場合は、適宜記号の間隔をせばめて表示することができる。	
				16	材料置場	一般		記号表示位置を点情報で取得		点	E5				3	1. 材料置場とは、木材、石材、鉱石等を集積するための土地又は水面をいい、おおむね図上2.0cm×2.0cm以上のものについて表示する。 2. 工場等の敷地内にある材料置場は表示しない。	
				17	太陽光発電設備	一般		記号表示位置を点情報で取得		点	E5				2	1. 太陽光発電設備は土地に設けられた、原則として長辺で図上1cm以上のものを表示する。外周は区域界（図式分類コード62-01）の記号を適用する。 2. 図上おおむね3.0cm×3.0cm以上のものについては、区域の形状によって記号を定間隔に配列して表示する。	

土地利用等

大分類	分	分類コード	名称	縮尺	図式	データタイプ					線号	適用	端点一致	備考		
						取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値	
土地利用等	場	62	21	噴火口・噴気口	一般		記号表示位置を点情報で取得 		点	E5			3	1. 噴火口及び噴気口は、現に噴火、噴気しているものについて、当該位置に記号を表示する。 2. 噴火又は噴気が広範囲にわたる場合は、主要なものを表示する。		
			23	陵 墓	京都仕様	記号表示位置を点情報で取得 	記号表示位置を点情報で取得 		点	E5			3	天皇又は皇族の墓が独立あるいは数個存在するもので著名なものは注記を併記する。		
			22	温泉・鉱泉	一般		記号表示位置を点情報で取得 		点	E5				3	1. 温泉・鉱泉とは、温泉法に基づく温泉及び鉱泉をいい、主要なものを表示する。 2. 温泉及び鉱泉の記号は、源泉の位置に表示するのを原則とする。ただし、源泉と浴場が離れている場合には、浴場の位置にも表示することができる。	
			25	城・城跡	一般		記号表示位置を点情報で取得 		点	E5				3	古城あるいはその形跡が現存しているもので著名なものは注記を併記する。	
	地	63	01	植 生 界	一般		中心を取得 		線	E2			2	1. 植生界は、異なった植生の区分に適用する。ただし、未耕地間の植生界は原則として表示しない。 2. 植生界が区域界（図式分離コード62-01）と合する場合は、区域界を優先して表示する。		
			02	耕 地 界	一般		中心を取得 		線	E2			2	耕地界とは、同一種類の耕地の境界をいい、一区画の短辺が図上おおむね2.0cm以上のものを表示するのを原則とする。ただし、この基準に満たないものであっても用図上必要と認められるものについては表示することができる。		
			11	田	一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 		点	E5				2	田は、水稻、蓮、い草、わさび、せり等を栽培している土地に適用し、季節により畑作物を栽培する土地を含む。	
			13	畑	一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 		点	E5				2	畑は、麦、陸稲、野菜、芝、牧草等を栽培している土地に適用する。	
			14	さとうきび畑	一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 		点	E5				2	さとうきび畑は、さとうきびを栽培している土地に適用する。	
			15	パイナップル畑	一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 		点	E5				2	パイナップル畑は、パイナップルを栽培している土地に適用する。	

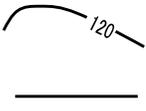
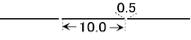
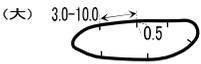
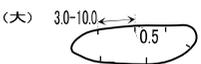
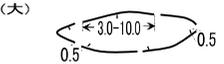
土地利用等

大分類	分	分類コード	名称	縮尺	図式	データタイプ					線号	適用	端点一致	備考
						取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
土地 植 利 用 等	63		17 桑畑	一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	桑畑は、桑を栽培している土地に適用する。		
			18 茶畑	一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	茶畑は、茶を栽培している土地に適用する。		
			19 果樹園	一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	果樹園は、果樹を栽培している土地に適用する。		
			21 その他の樹木畑	一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	その他の樹木畑は、桐、はぜ、こうぞ、庭木等を栽培している土地及び苗木畑に適用する。		
			23 芝地	一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	芝地は、芝を植えて管理している庭園、ゴルフ場及び運動場等に適用する。		
			31 広葉樹林	一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	広葉樹林は、樹高2.0m以上の広葉樹が密生している地域に適用する。ただし、植林地は樹高2.0m未満でも適用する。		
			32 針葉樹林	一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	針葉樹林は、樹高2.0m以上の針葉樹が密生している地域に適用する。ただし、植林地は樹高2.0m未満でも適用する。		
			33 竹林	一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	竹林は、樹高2.0m以上の竹が密生している地域に適用する。ただし、植林地は樹高2.0m未満でも適用する。		
			34 荒地	一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	裸地、雑草地等の地域に適用する。		
	35 はい松地	一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	はい松地は、はい松又はわい性松の密生している地域に適用する。				

土地利用等

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	縮尺	図式	データタイプ					線号	適用	端点一致	備考
							取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
土地利用等	63	植生	36	しの地(笹地)	一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	しの地は、しの又は笹の密生している地域に適用する。		
			37	やし科樹林	一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	やし科樹林は、やし科、へご科、たこのき科等の植物が密生している地域に適用する。		
			38	湿地	一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	1. 湿地は、常時水を含み、土地が軟弱で湿地性の植物が生育している土地に適用する。 2. 湿地の範囲は、植生界(図式分類コード63-01)の記号を適用して表示する。		
			40	砂れき地	一般		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			2	1. 砂れき地は、砂又はれきで覆われている土地に適用する。 2. 砂れき地は、その範囲を植生界(図式分類コード63-01)の記号を適用して表示し、中央部に砂れき地の記号を表示する。		

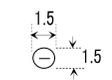
地形等

大分類	分	分類コード		名称	縮尺	図式	データタイプ					線号	適用	端点一致	備考
		レイヤ	項目				取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
地形等高線	71		01	等高線 (計曲線)	一般		等値線を取得 標高値は属性数値 (単位: mm)	線	E2		有	4	0mの主曲線及びこれより起算して5本目ごとの主曲線をいう。10mごとの等高線を表示する。	○	等深線を含む。
							120 ..... 1.5					注記			
			02	等高線 (主曲線)	一般		等値線を取得 標高値は属性数値 (単位: mm)	線	E2		有	2	平均海面から起算して2mごとの等高線を表示する。	○	等深線を含む。
							82 ..... 1.5					注記			
			03	等高線 (補助曲線)	一般		等値線を取得 標高値は属性数値 (単位: mm)	線	E2		有	2	補助曲線は、緩傾斜地又は複雑な地形を示す地域等で主曲線だけでは地形を適切に表現できない部分について、主曲線の1/2の間隔に表示する。	○	等深線を含む。
							15 ..... 1.5					注記			
			05	凹地 (計曲線)	一般	(大) 	高い方を左にみるように等値線を取得 標高値は属性数値 (単位: mm)	線	E2	有	有	4	1. 凹地は、人工構築物との合成で生じた以外の凹地をいい、凹地を示す等高線の長径が図上5.0mm以上のものは、凹地 (大) を、それ未満のものは凹地 (小) を適用する。 2. 凹地 (大) は、等高線の内側に長さ0.5mmの短線をおおむね3.0mm間隔に付して表示する。ただし、凹地を示す等高線が長大な場合は、短線の間隔をおおむね10.0mmまで適宜上げることができる。	○	等深線を含む。
120 ..... 1.5	注記						E7					4			
	06	凹地 (主曲線)	一般	(大) 	高い方を左にみるように等値線を取得 標高値は属性数値 (単位: mm)	線	E2	有	有	2	凹地 (計曲線) (図式分類コード71-05) の適用を参照。	○	等深線を含む。		
					101 ..... 1.5					注記				E7	4
	07	凹地 (補助曲線)	一般	(大) 	高い方を左にみるように等値線を取得 標高値は属性数値 (単位: mm)	線	E2	有	有	2	凹地 (計曲線) (図式分類コード71-05) の適用を参照。	○	等深線を含む。		
					15 ..... 1.5					注記				E7	4

地形等

大分類	分類コード	項目データ	名称	縮尺	図式	データタイプ					線号	適用	端点一致	備考
						取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
地 変 形 地 等	72	01	土がけ(崩土)	一般		上端線 低い方を右に取得 	11	線	E2	有	2	1. 土がけとは、土砂の崩壊等によって自然にできた急斜面をいい、急斜面の正射影を表示する。 2. 土がけの表示は、頂部を実線で表示し、傾斜を示す短線は頂部を示す実線から最大傾斜方向に最大図上2.5mmを表示し、それ以上の場合は正射影の下端を破線で表示する。 3. 前項において、正射影の幅が図上1.0cm以上の場合には、適宜の位置に(土)の記号を添えて表示する。	○	
		下端線 高い方を右に取得 	12											
		図郭に対して平行垂直入力 	点	E5										
		補助線 	99	線	E2	特記								
		02	雨裂	一般		記号表示位置の点と向きを示す方向を取得 		方向	E6	有	2	雨裂とは、表土が雨水によって流出した状態をいい、その正射影を表示する。ただし、規模の大きなものは土がけ(図式分類コード72-01)の記号を適用する。		
		06	洞口	一般		記号表示位置の点と向きを示す方向を取得 		方向	E6	有	4	洞口とは、自然に形成された穴をいい、著名なものは、その入口に正射影の方向に一致させて記号を表示する。ただし、鉛直方向のものは、図郭下辺に記号を直立させて表示する。		
		11	岩がけ	一般		上端線 低い方を右に取得 	11	線	E2	有	2	1. 岩がけとは、岩でできた急斜面をいい、急斜面の正射影を表示する。 2. 岩がけの表示は、頂部を山型に表示し、傾斜を示す短線は頂部を示す線から最大傾斜方向に、壁面を示す短線は傾斜を示す短線と直角に表示する。傾斜を示す短線は、最大図上2.5mmを表示し射影部の下端を破線で表示する。 3. 前項において、正射影の幅が図上1.0cm以上の場合には、適宜の位置に(岩)の記号を添えて表示する。	○	
		下端線 高い方を右に取得 	12											
		図郭に対して平行垂直入力 	点	E5										
		補助線 	99	線	E2	特記								
		12	露岩	一般		高度の高い方を右にみる形で界線を取得 		線	E2	有	2	1. 露岩とは、一部を地表に露出する岩石をいい、河岸及び海岸等で露出している岩石を含むものとする。 2. 露岩の表示は、その景観を適宜総描又は修飾し、記号を組み合わせて表示する。この場合斜面上に表示する岩は、高い側の線を一部省略して表示する。		

地形等

大分類	分	分類コード	名称	縮尺	図式	データタイプ					線号	適用	端点一致	備考
						取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
変形地	72	13	散岩	一般	(大)  (小) 	高度の高い方を右にみる形で界線を取得  極小 記号表示位置の点と向きを示す方向を取得 	線	E2	有		2	1. 散岩とは、地表に散在する岩石をいい、岩礁を含むものとする。 2. 散岩（大）の表示は、大きさが図上1.5mm×1.5mm以上のものに適用し、その景観を適宜総描修飾し、露岩（図式分類コード72-12）の記号を組み合わせる。 3. 散岩（小）の表示は、大きさが図上1.5mm×1.5mm以下のものに適用し、当該位置に記号を表示する。		
		14	さんご礁	一般		高度の高い方を右にみる形で界線を取得 	線	E2	有		2	空中写真上で判読できる程度のものについてその外縁を表示する。		
地形等基準点	73	01	三角点	一般		基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値（単位：mm）  挿入位置 25.6 挿入位置	点	E5	有		4	三角点とは、基本測量により設置された三角点をいい、すべて表示する。ただし、盤石の亡失したもの、高架部下のものについては表示しない。		
		02	水準点	一般		基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値（単位：mm）  挿入位置 25.62 挿入位置	点	E5	有		4	水準点とは、基本測量により設置された水準点をいい、すべて表示する。ただし、標石の亡失したもの、トンネル内、高架部下のものについては表示しない。		
		03	多角点等	一般		基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値（単位：mm）  挿入位置 25.6 挿入位置	点	E5	有		4	多角点及び標石を有する図根点等とは、基本測量により設置された基準点のうち三角点及び水準点以外のものをいい、すべて表示する。ただし、標石の亡失したもの、トンネル内、高架部下のものについては表示しない。		
		04	公共基準点（三角点）	一般		基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値（単位：mm）  挿入位置 25.6 挿入位置	点	E5	有		4	公共基準点（三角点）とは、公共測量による1級基準点測量及び2級基準点測量により設置された基準点をいい、すべて表示する。ただし、盤石の亡失したもの、高架部下のものについては表示しない。		

地形等

大分類	分	分類コード		名称	縮尺	図式	データタイプ					線号	適用	端点一致	備考
		レイヤ	項目データ				取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				
地形基準点等	73	05	公共基準点（水準点）	一般	2500		基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値（単位：mm） 	点	E5		有	4	公共基準点（水準点）とは、公共測量による1級水準測量及び2級水準測量により設置された水準点をいい、すべて表示する。ただし、標石の亡失したものの、トンネル内、高架部下のものについては表示しない。		
								注記	E7						
		08	電子基準点	一般	2500		基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は電子基準点付属標の標高（単位はmm） 	点	E5		有	4	基本測量により設置された電子基準点をいう。		
								注記	E7						
11	標石を有しない標高点	一般	2500		基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値（単位：mm） 	点	E5		有	4	標石を有しない標高点とは、公共測量による3級及び4級基準点（三角点及び水準点）、標定点測量（簡易水準測量を含む）により、平面位置及び標高を所定の精度で測定した点をいい、必要に応じて表示する。				
						注記	E7								
12	図化機測定による標高点	一般	2500		基準点記号又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値（単位：mm） 	点	E5		有	4	図化機測定による標高点は必要に応じて表示する。				
						注記	E7								
-	-	81	99	指示点	一般			点	E5			4	建物記号、注記を表示する場合に、その対象物の内部に表示ができず対象とするものが特定できない場合に表示する。		
-	-	90	99	町名引出線	京都仕様		引き出し線を取得 	線	E2			2	大字・町・丁目の注記を表示する際に、その対象範囲内に表示できない場合に対象範囲外から引き出す線をいう。		
-	-	99	01	町名引出線 (矢印形状)	京都仕様		引き出し線を取得 	線	E2			2	大字・町・丁目の注記を表示する際に、その対象範囲内に表示できない場合に対象範囲外から引き出す線をいう。		

注記規則

大分類	図式分類コード	分	表示対象	字大 レベル 2500	字隔	データタイプ データ	注記法の区分				備考 (記載例及び規則詳細)					
							小対象物	地域(I)	地域(II)	線状						
注記	行政区域	10	市・東京都の区	5.0	1/2~5	注記	E7				○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市、隣接市</li> <li>* ○市境界を含まない図郭に「○市」は表示しない</li> <li>3字・・・5字あき</li> <li>4字・・・3字あき</li> </ul>				
		11	町・村・指定都市の区	4.0	1/2~5	注記	E7				○	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接町</li> <li>3字・・・5字あき</li> <li>4字・・・3字あき</li> </ul>				
		12	市町村の飛地	3.0	1/4~5	注記	E7	○	○	○		-				
		居住地	13	大区域	4.0	1/4~5	注記	E7				○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧行政名が大字の上に公称としてあるもの</li> <li>○町、□町</li> </ul>		
			14	大字・町・丁目	3.5	1/4~3	注記	E7				○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>丁目の数字は漢字数字を使う</li> </ul>		
			15	小字・丁目	3.0	1/4~3	注記	E7				○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>字隔 2文字 : 2字空き</li> <li>3文字 : 1字空き</li> <li>4文字以上 : 1/2字空き</li> </ul>		
	16		名通り	3.0	1/4~3	注記	E7				○	○	○			
	道路・鉄道	道路	21	道路の路線名	3.0	1/2~5	注記	E7					○	<ul style="list-style-type: none"> <li>■主要地方道○○○線に統一(中黒点は使用しない)</li> <li>■府道○○○線に統一(中黒点は使用しない)</li> <li>■国道○○号(数字の字あきは、1/4とする)</li> <li>※路称があれば、()内に記載</li> </ul>		
			22	坂・峠・道路施設・インターチェンジ等	2.5	1/4~1	注記	E7	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の通り略称は使用しない。</li> <li>○インターチェンジ</li> <li>○ジャンクション</li> <li>○サービスエリア</li> <li>○パーキングエリア</li> </ul>	
		鉄道	23	鉄道の路線名	3.0	1/2~5	注記	E7					○	<ul style="list-style-type: none"> <li>J R ○ ○ 本線</li> <li>□ □ □ 鉄道</li> <li>に統一する。(J R 横書きは0、横書きは1/4字空きとする。)</li> </ul>		
			24	駅、操車場、信号所、鉄道施設	2.0	1/4~3	注記	E7	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>J R を付けずに、名称のみを表示する。</li> <li>※ ○ ○ 駅</li> <li>※ 地下駅は () 内に記載</li> </ul>	
			25	橋	2.0	1/4~5	注記	E7	○					○	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要なものを表示する。</li> </ul>	
			26	トンネル	2.5	1/4~5	注記	E7	○					○	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要なものを表示する。</li> </ul>	
		建物	建物	31	独立又は集団の建物	2.0	1/4~3	注記	E7	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>■スーパー、マンション、会社、工場等の民間施設は注記しない(建物記号は表示可)。ただし、目標物となりそうな大きな施設は表示する。</li> <li>■社寺は表示する。</li> <li>■建物記号と名称は、両方表示する。</li> <li>■市の施設には「○市」をつけない。</li> <li>■堅ろう建物・堅ろう無壁舎の高層階は、所定のハッチ記号を表示する。</li> <li>■学校名については、以下の基準に従う。 小学校、中学校・・・市立、私立をつけない 高校・・・市立、私立、県立をつけない(高等学校に統一する) 大学・・・○大学に統一する。 特別支援学校・・・県立をつけない ※旧専門学校、養護学校、盲学校を指す。 名称は全て「特別支援学校」に統一する。 幼稚園、保育園・・・市立、私立をつけない</li> <li>■農協・・・J A ○ ○ 支店に統一する。</li> <li>■マンション、民間団地等民間注記は表示しない。ただし、目標物になりそうな大きな施設、大店法に基づく店舗については表示する。(短辺が図上2cm以上に限る)</li> <li>■コミュニティセンターではなく、コミュニティセンターとする。</li> <li>■社会福祉法人は付けない。</li> </ul>	
				42	小物体 高塔、灯台、坑口、記念碑 墓碑、鳥居、輸送管	2.5	1/4	注記	E7	○						<ul style="list-style-type: none"> <li>■墓碑、記念碑、立像、灯ろう、鳥居、高塔、電波等で主要なものを表示する。</li> </ul>
				水	51	河川	3.0 2.5	1/4~5	注記	E7	○	○			○	<ul style="list-style-type: none"> <li>■河川名のみを表示する。(一級、二級、準用等はつけない。)</li> </ul>
					湖池	2.5	1/4~5	注記	E7	○	○	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>規模の大きなものを表示する。</li> <li>ハッチ表示を併用する。</li> </ul>
	52	堤防、ダム	2.5	1/4~5	注記	E7	○					○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ○ 堤防など</li> </ul>			
	62	場 公園、運動場、牧場、飛行場 ゴルフ場、材料置場、温泉 探鉱地、採石地、城跡、史跡名 勝、天然記念物等	2.0	1/4~5	注記	E7	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校とグラウンドが同一敷地内にあり明らかにグラウンドと分かるものは「グラウンド」の注記表示をしない。</li> <li>■公園名称は通称では無く正式名称を入力する。</li> <li>■「児童公園」は、「公園」に変更する。</li> <li>■ゴルフ場、スポーツ施設等の民間施設は注記しない(建物記号は表示可)</li> </ul>			
	山地	山	71	山	3.0	1/4~3	注記	E7				○	○	○ ○ 山		
			尖峰、丘、塚	2.5	1/4~1	注記	E7	○	○	○				-		
			山麓	2.5	1/2~5	注記	E7			○				-		
			谷、沢	2.5	1/2~3	注記	E7	○	○				○	-		
	基準点	基準点	73	三角点、水準点、多角点等、公共基準点 (三角点)、公共基準点(水準点)、電子基準点、標石を有しない標高点	2.0	0	注記	E7	当コードは使用しない(字大、字あきは、このコードのものを適用する)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・等高線数値は、等高線と同一のレイヤーにて入力する。</li> <li>・基準点関係は、基準点と同一のレイヤーにて入力する。</li> </ul>			
			図化機測定による標高点 等高線数値	1.5	注記		E7									
	81	説明注記	2.0	1/4~2	注記	E7	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>(建設中)(宅地造成中)(油)(耕地整理中) W</li> <li>※建物に(建設中)の説明注記は使用しない。</li> <li>建設中の場合はティチ扱いとする。</li> </ul>			
	助字	親字の60%														
	ふり仮名	1.5														

字大	2.0mm	2.5~3.0mm	3.5~4.0mm	4.5~5.0mm
線の太さ	0.15mm	0.20mm	0.25mm	0.35mm

三角点、水準点、多角点、現地測定による標高点及び図化機により測定した標高点、等高線数値の線の太さは、0.20mmとする。